

職員の再就職に関する取扱要綱

第1 趣旨

この要綱は、退職管理の適正を確保するため、必要な事項を定めるものとする。

第2 定義

この要綱において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次のとおりとする。

1 職員

広島県教育委員会組織規則（平成9年広島県教育委員会規則第4号。以下「組織規則」という。）第2条第4項に規定する事務局及び同条第6項に規定する学校以外の教育機関（以下「事務局等」という。）並びに同条第5項に規定する県立学校に勤務する職員（臨時的任用職員、条件付採用期間中の職員及び非常勤職員を除く。）

2 営利企業等

営利企業及び営利企業以外の法人（国及び地方公共団体を除く。）

3 再就職者

退職の日に職員であった者であって退職後に営利企業等の地位に就いているもの（退職手当の支給を受けることなく退職して引き続き地方独立行政法人等の地位に就いている者及び公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）第10条第2項に規定する退職派遣者を除く。）

4 契約等事務

県と営利企業等との間で締結される契約又は当該営利企業等に対して行われる行政手続法（平成5年法律第88号）第2条第2号に規定する処分に関する事務

5 所属長等

次に掲げる職に在職している者

- (1) 広島県教育委員会職の設置に関する規則（平成9年広島県教育委員会規則第5号。以下「職の設置規則」という。）別表第1号の表第1号から第3号まで及び第5号に掲げる職
- (2) 職の設置規則別表第2号の表第1号及び第1号の2に掲げる職
- (3) 職の設置規則別表第3号の表第1号に掲げる職
- (4) 職の設置規則附則第3項及び第4項（職員の給与に関する条例（昭和26年条例第22号）第17条の3の規定により管理職手当の支給を受ける職に限る。）に掲げる職
- (5) 県立学校長

第3 再就職者による働きかけの規制

1 再就職者は、職員に対し、契約等事務であって退職の日から起算して過去5年間の職務に属するものに関し、退職の日の翌日から起算して2年間、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼してはならない。

2 再就職者のうち、職の設置規則別表第1号の表第1号及び第2号に掲げる職に在職していた者は、職員に対し、契約等事務であって当該職に在職中の職務に属するものに関し、退職の日の翌日から起算して2年間、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼してはならない。

3 1の規定によるもののほか、再就職者は、職員に対し、県と営利企業等との間の契約であってその締結について自ら決定したもの又は県による当該営利企業等に対する行政手続法第2条第2号に規定する処分であって自ら決定したものに関し、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼してはならない。

4 1から3までの規定は、次に掲げる場合には適用しない。

- (1) 県による指定又は登録その他の処分を受けた者が、当該指定又は登録その他の処分に係るものを遂行するために必要な場合
- (2) 県から委託を受けた者が、当該委託に係るものを遂行するために必要な場合
- (3) 法令の規定又は契約に基づき、権利を行使し、又は義務を履行する場合
- (4) 県の処分により課された義務を履行する場合
- (5) 行政手続法第2条第3号に規定する申請又は同条第7号に規定する届出を行う場合
- (6) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定による一般競争入札又はせり売りの手続に従い、契約を締結するために必要な場合
- (7) 公にされ、又は公にされることが予定されている情報の提供を求める場合（一定の日以後に公にされることが予定されている情報を同日前に開示するよう求める場合を除く。）

5 広島県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）は、必要に応じ、再就職先となる営利企業等に対して、再就職者に退職の日の翌日から起算して2年間は、1から3までに規定する要求又は依頼（以下「働きかけ」という。）をされることのないよう要請するものとする。

第4 働きかけを受けた職員の報告

- 1 職員は、再就職者から働きかけを受けたときは、所属長等にその旨を報告しなければならない。
- 2 所属長等は、1の規定による報告を受けた場合は、人事主管課（事務局等については管理部総務課を、県立学校については同部教職員課をいう。以下同じ。）の長に報告しなければならない。

第5 再就職の届出及び誓約

所属長等（退職の日の翌日から起算して2年を経過していない者を含む。）は、営利企業等に再就職しようとする場合、教育長（人事主管課）に、あらかじめ再就職に関する届出及び誓約書（別紙様式）を提出しなければならない。

第6 再就職状況の公表

教育長は、第5の規定により再就職に関する届出及び誓約書の提出を受けた者について、氏名、退職時所属・職名及び退職年月日を公表するものとし、あらかじめ同意を得た場合は、再就職先名称、再就職先役職名及び再就職年月日についても公表するものとする。

附 則

この要綱は、平成22年3月29日から施行する。ただし、平成22年3月31日までの間、第2の5の規定中「附則第3項及び第5項」とあるのは「附則第3項」と読み替えて適用するものとする。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。